

※保護者自身でチェック☑をしてご提出ください。不足書類がある場合は受理できません。

給付認定申請提出書類チェック表 兼 同意書

児童名 :

(令和 年 月 日生)

1. 申請書類（共通）

- 納付認定申請提出書類チェック表 兼 同意書
 個人番号（マイナンバー）届出書
 施設等利用給付認定申請書 兼 利用施設届出書

月認定希望の場合、

「 / 」

2. 家庭において児童を保育できない書類

保護者の状況等	チェック欄✓		提出書類（該当するものをご提出ください）
	父	母	
就労			就労証明書（就労予定証明書） 就労状況申告・証明書（自営業・農業）※添付書類→チェック口 内職申立書及び内職証明書
出産・就学 疾病・介護等			介護・看護状況申告書 ※添付書類→チェック口 保育が必要な状況申立書（疾病・出産・就学）※添付書類→チェック口
求職活動			求職活動申立書

3. 該当者のみ提出が必要な書類

- 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書 ※認可保育施設を未申請のかた
 その他（ ）

同意事項		すべてお読みいただき、□欄にチェック☑をつけてください
<input type="checkbox"/>	「令和8年度施設等利用給付認定のご案内」をよく読み、内容をご了承のうえお申込みください。	
<input type="checkbox"/>	ショートメッセージサービス（SMS）による通知を、今後、那珂市保健福祉部こども課が行うことに理解の上、同意します。 「令和8年度施設等利用給付認定のご案内」9ページをご確認ください。	
<input type="checkbox"/>	申請書及び添付書類の記載内容が事実と異なる場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。なお、この場合においては、施設等利用給付認定取消の異議申立て等はしません。	
<input type="checkbox"/>	申請後、住所や世帯の状況（出生等）、保育の必要性の事由等に変更があった場合は、すみやかに「施設等利用給付認定変更申請書（または認定申請内容変更届）」を提出してください。申請を怠ったり、遅れたりした場合は、施設等利用給付認定取消となることがあります。	
<input type="checkbox"/>	実費徴収（給食代、遠足代、制服代等）については、施設等利用給付の対象となりません。	
<input type="checkbox"/>	施設等利用給付を受けるためには、給付請求（請求書の提出）を四半期ごと（請求月は7月・10月・1月・4月）に行う必要があります。	
<input type="checkbox"/>	市外に転出した場合は、転出先の自治体で施設等利用給付認定を受ける必要があります。	
<input type="checkbox"/>	保育の必要性を確認するため、勤務先等へ勤務内容等を照会することがあります。	
<input type="checkbox"/>	就労中のかた 就労状況に変更が生じた場合（勤務時間の変化・退職・育児休業取得）には申し出ます。	
	就労予定のかた 就労開始後に就労実績報告のため基準（月64時間以上の就労）を満たした就労証明書を提出します。	
	就労中（予定）のかた 基準（月64時間以上の就労）を満たしていないことが発覚した場合、さかのぼって認定取消となります。	
	求職中のかた 利用開始後3か月以内に基準（月64時間以上の就労）を満たした就労証明書を提出します。	
	産前産後利用のかた 産前産後の認定期間終了後は施設等利用給付の対象となりません。	

上記について、同意および確認いたしました。

保護者（申請者）氏名

※ 認定申請書の申請者として記入されたかたの氏名

来庁者氏名